

議案第 50 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体の協議をするため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
 愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)
 の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
別表第1(第4条関係) 【別記1 参照】	別表第1(第4条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

変更後

1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 資格確認書等_____の引渡し
3 資格確認書等_____の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務

変更前

1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案の概要

1 変更の趣旨

この規約は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものです。

(背景・目的) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、規約を変更するものです。

2 変更の内容

「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めること。(別表第1 関係)

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この規約は、令和6年12月2日から施行するものとします。